

令和8年度 手話施策推進ワーキンググループ（第1回）
議事概要

- 1 開催日時 令和8年（2026年）7月8日（水曜日）
午前10時00分から午前12時00分まで
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター 会議室1
- 3 出席委員 石野委員、加藤委員、中西委員、深尾委員、美馬委員（五十音順）※1名欠席
- 4 内容
 - （1）開会
 - （2）議題
「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」の見直し検討について
 - ① 条例の見直し検討について
 - ② 関係団体等からの聞き取り結果について
 - ③ 条例に関する施策について
 - ④ 手話施策推進法との比較について
 - ⑤ 手話等による意思疎通等促進条例見直し検討小委員会が出された意見について
 - （3）閉会
- 5 議事概要
 - （1）開会
障害福祉課社会活動推進室長から開会あいさつ
 - （2）議題
「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」の見直し検討について

(委員)

当日配布の資料に基づき、「手話という言語のとらえ方」について、ご説明をいただく。

(委員)

手話には、手話を獲得する、手話で学ぶ、手話を学ぶ、手話を使う、手話を守るという5つの権利がある。これを基に手話言語条例が全国に広がってきている。ろうあ協会としては、平成28年に署名活動を行い、1万4千を超える署名について、手話言語条例を作ってほしいということで滋賀県知事に提出した。しかし、一体型ということで条例が成立した。昨年、ろうあ協会は県に対して単独の条例を作ってほしいという要望も出した。手話施策推進法が国で制定されたが、手話等による意思疎通等促進条例だけでは不十分であり、単独の手話言語条例が必要であると考えている。

手話施策推進法の目的は、手話に関する施策を総合的に推進すること。そして、国・地方のすべての団体が責任を持つなどを定めている。基本理念としては、手話を獲得する・使用する施策、そして、合理的配慮の環境を整えていくという条文がある。第2条では、手話に関する歴史はとても長く、文化を保存する、守るということが必要になってくること、第3条では、地方公共団体は手話に関する施策を総合的に策定して、実施する責務があることを定めている。

そして、聞こえない人の立場で言えば、自由に暮らせる社会を作る、街づくりをするためには、手話等による意思疎通等促進条例をきちんと見直すことが必要。

個人的な考えだが、条例の第2条に、障害特性に応じた言語ということが書かれているが、理解に苦しむ。手話と他コミュニケーション手段が混在されているため、言語については正しい解釈なのか釈然としない。

手話を言語として理解し、手話言語を音声言語と対等にするために、単独の手話言語条例が必ず必要だと思っている。

次のページには手話言語、音声言語は対等であるというフロー図がある。前からずっと同じ図を出しているが、今までに訴えてきたのになかなか理解には至らないので、とても残念ではあるが、改めて掲示してきた。

そして、次のページでは、手話言語条例で実現する共生社会について説明をしている。これには5つの考え方がある。手話に出会えない子どもをなくす、誰もが手話を学べる社会、手話で安心して学べる学校・環境、どこでも手話が使える社会、手話文化が未来へ受け継がれる社会。

そして、次のページで、今何が課題なのかというのを6つ考えた。専門知識を獲得して、理解ができる人材の養成、そして、学びやすい教育環境の整備、そして言語権の保障を基盤とする意思疎通および情報アクセシビリティの充実、そして4つ目が県内の市町の格差をなくす、5つ目が手話通訳などの身分

や処遇改善など人材の育成、そして重複障害を含むろう者等の言語権を守る立場から意思疎通の権利として包括的に充実させる。

今、手話施策推進法があるから要らないという議論ではなくて、足りない分をしっかりと補完していく、そういう条例が必要だと思っている。

今全国で見えますと、手話言語条例が制定されているところがどんどん広がっており、今年7月3日時点のデータで、656の自治体で制定されている。手話推進法が施行された後、2年の間に50以上の自治体で制定されている。

県レベルでは、今のところ4つか5つ以外は決まってきている。広島県の場合は、手話施策推進法が施行された後でも、二本建てで条例が制定されており、考えてもらいたいと強く思っている。

また、9月23日は「手話の日」ということが決まり、全国でブルーライト、青いライトで色々な建物のライトアップを行うイベントが繰り広げられている。滋賀県では大津市、米原市、近江八幡市、東近江市で開催される。

（事務局）

今ご説明いただいた内容や、事務局からの説明に対して、また見直し検討に必要な事項、課題や今後の施策についてなど、ご意見等あれば、ご発言をお願いしたい。

（委員）

視覚障害者の方から「点字も言語の一つである」と言われたことがある。また、知的障害者の方々が使っている「サイン」、これもコミュニケーションの一つということで、これまで議論があった。

私は「違うのではないか」と言ったが、なかなか伝わらない、理解していただけない。そのあたり、委員のお話を聞くとそのとおりだと納得した。

（委員）

点字は、視覚障害の人が使われる「文字」であり、文字体系である。盲ろうの人であれば、手話という言語も、点字も必要になる。点字は、音声日本語を書き下したものを点で表現する、文字体系の一つである。視覚障害者は聞こえていけば日本語の理解はできる。ただし、文字に書き下したものは視覚障害の方には見えないため、それを点字で表すことになる。また、視覚障害の方のための音読サービスを利用することもできる。

点字は、視覚障害の方の大事な情報保障の一手段であるが、文字体系であり、言語としての体系が日本手話とは異なる。

(委員)

委員それぞれのお話を聞き、まったくそうだなと感じている。言語はやはり、音声言語と手話言語の2つ。その認識は間違いないということを、今日確認ができたと思っている。

音声言語があって、その中に文字があるということである。点字もあれば、分かりやすい日本語というものも、その音声言語の中にあるということが理解できたと思う。

問題は、現在の条例に対する理解がなかなか進まないということが問題である。言語そのものと意思疎通そのものを一緒にするのか、曖昧になっているのではないかと思う。言語があって、その上で意思疎通ということになると思う。そのため、言語に対する理解、これがまず必要になってくる。

私たちが普段使っている、例えば音声言語、それと手話は別なのか。あるいは、音声言語の上に手話があるのか。聞こえる方たちは理解ができない。委員がおっしゃった通り、手話学習者は今増えている。ようやく増えてきて、ようやく「2つは別のものだ」という理解が今広まりつつある。

問題は施策そのものである。施策自身がまったくない。聾話学校でもはっきりと、教育の中で表現されていないという課題がある。

こういった課題をきちんと施策の中に盛り込んでいく、それが必要だと思っている。それも、予算措置も含めて必要だと思っている。施策がなければ、実際に聞こえない子どもたちが手話に出会えない。言語の選択の前に、母語を獲得できる環境というのがまず大事だと考えている。

そのため、県あるいは市町の行政の方々、あるいは関係機関の皆様もちゃんと理解をしていただく必要があると思う。それがないとなかなか進まないのではないか。そういう意味で、やはり手話言語条例というのは別建てが必要ではないかと私は考えている。

そのあたりは、聞こえる委員の方々もいらっしゃるので、また他の委員のお話をお聞きになってどう感じておられるのか、ぜひ意見をいただければありがたいと思っている。

(事務局)

ありがとうございました。委員からも、今、施策が重要ということでご意見をいただいた。

今回の資料として、現在、県が取組を行っている事業の一覧と、あと法律と条例の比較表を添付している。予算には制限がある中で、優先順位をつけて実施していく必要がある。そのため、こういった施策を進めていくべきなのかということについても、委員の皆様からご意見を頂戴できるとありがたいと考えている。また、その施策を推進する上で、条例の足りない部分やお気づきの点などがあれば、そちらについてもご意見をいただけるとありがたい。

(委員)

私も各委員のお話を聞き、なるほどと思うことがたくさんあり、勉強をさせていただいている立場である。そのため、意見というよりも、聾話学校の実態から、感想という形で述べさせていただけたらと思う。

日本手話と日本語対应手話というところで、大変難しいということを自覚しているが、委員のお話にあった、手話言語条例で実現する共生社会の5つの内、聾話学校で今課題だと考えるのは4番（どこでも手話が使える社会）である。

それ以外の項目については、本校の教育の中で努力をし、なんとか教育の中に組み込んでいるのではないかと感じている。

日本手話で話ができる生徒というのは、高等部になってやっとかなと感じている。子どもたちは、国語の中で言語を学んでいくような状況であり、日本語対应手話で助詞も含む学習をしている。そこで、教員も日本手話ではなく、その身振りや指文字も含め、日本語対应手話など、様々な手法を用いた国語からスタートをしている。

ただ、単語としては、「おはよう」などの挨拶や、「ありがとう」「こんにちは」「先生」とか、そういった言葉は、日本語対应手話ではなく、それは日本手話とも取れるのかなと思うと、コミュニケーションとしての日本手話は小さな子どもたちから使い始めているのかなと思っている。まだ、習得というところではないが、それが徐々に高等部の子どもたちに繋がっていくようなシステムにはしているというところではある。

2番の「手話を学べる社会」というのは、学校内でも教育課程上、大変難しいが、自立や総合という時間を使って、手話を学ぶ時間というのも、聴覚に障害を持った専門の教員から日本手話を学ぶ時間も入れている。

そこで、3番（手話で安心して学べる学校・環境）というのも少し環境的には整備しつつあるのかなと感じている。日本手話をしっかりと学べているのかというと、そうではないところはまだまだあるかとは思う。今日のお話を聞いて、課題を本校に持って帰りたいと思っている。

5番の「手話文化が未来へ受け継がれる社会」ということについてである。本校では、日本語対应手話を使いながら指導をしている。また、本校に来ている子どもたちにおいては、4割が補聴器、6割が人工内耳という補聴機器を装着している。そのため、言語でコミュニケーションを楽しむという子どもたちが多くの中で、補聴器の子どもたちもやっぱり話をしたい、おしゃべりをしたいというところで、日本語対应手話を使いながら、コミュニケーションを取っているのが現実である。ただし、高等部を卒業して、社会に出て、ろうの方々と一緒に、スポーツを楽しんだり、お仕事をしたりする中で、本校に帰ってきてお話をしてくれる際には、日本手話に変わっている卒業生も多くおられる。

そのため、日本語対应手話が日本手話とまったく別のものだとはなかなか言い切れず、日本語対应手話を知って、社会に出るからこそ日本手話というもの

に変えていける、そういう大人になっていけるという子どもたちもたくさん見ているので、どう考えるのかと言われた時に、答えはないが、そういう子どもたちが多いということについてはお伝えできるかと思っている。

条例に関して、第16条の「学校等」というところに、本校の職員は大変疑問を持っている。「学校等」というと、やはり「等」がついていると、様々な学校の種類が含まれているかと思う。私立学校や公立学校、また公立学校の中に地域の難聴学級に通う子どもたちへの教育、また、本校のように専門的なろう教育を受けるために来てくれている聾話学校。また、特別支援学校に通っている、聞こえない子どもたちもいるということで、本当にこれを学校「等」ということで、まとめてしまうと、教育課程というものが教育の中にはあって、一括りにはできない。その中でどういう手話を学んでいくのかと考える時には、大変難しい条例になっているなと思っている。

私立学校であれば、教育課程をそれぞれの学校で編成することは可能であるが、公立学校は文科省が定めるものに従って教育課程を作っているので、この手話を学ぶ時間というのは大変限られており、時間数は不足している。別の時間枠を作り、教育をしなくてはならないが、それができる時間を保証できないというところで、聾話学校は行き詰まっているところがある。そのため、普段の会話、その日本語対応手話の中から多く子どもたちが単語としての手話を学んでいけるような部分を作り、日本手話に繋げていくというところぐらいしか、まだ多くは時間を取れていない状況であるということを知っていただきたいと思い、条例のことについて触れさせていただいた。

あとは、本当に共感し、なるほどと思うこと、また本校に戻り、他の教員にも伝えたいことばかりであったので、まずそこを私の責務としてさせていただきたいと思っている。

（事務局）

なかなか手話の授業の時間を取ることが難しい現状や教育課程上の制限など、聾話学校の現状を教えてください、感謝する。

（委員）

私は企業の障害者雇用を担当している。手話に関して、なかなか知識を持ち合わせておらず、皆様の話を聞きながら、こんな現状があるのだということを知り得たような状況である。

共生社会づくりというところでは、どこでも手話が使える社会ということで、企業の中で働く障害者の方で、聴覚障害がある方、知的障害や精神障害の方もいらっしゃる。また、外国人の方も採用しており、企業としても、様々な方と意思疎通を図りながら、コミュニケーションをどういう風にするのかということや、その方が社会に貢献できるようにしていくということを企業

として考えていかなければいけないと感じている。色々な方が働く上で、コミュニケーションを取りづらいのが現状なのかとも感じている。

実際、聴覚障害の方でUDトークのような共通のツールを用いて働かれている方がいらっしゃり、スムーズに職場に馴染んで働いていただけているのかなと感じている。

先ほどのご説明の4番の「どこでも手話が使える社会」というところで、「働く」というところに焦点を、当ててお話をさせていただいた。

（事務局）

聴覚障害の方が働く、またその環境について、現状お伝えをいただいたかと思う。事前のアンケートでも色々足りないという部分についてお聞きしているが、特に、このワーキンググループの名称のとおり、「手話施策推進」ワーキンググループということで、施策についてご指摘いただける点などはあるか。

（委員）

先ほど、聾話学校の現状をお話しいただいたが、正直言ってとてもショックを受けている。聾話学校では、先生が3年から5年で変わるため、子どもたちが不安を持っていると思う。日本語対応手話を身に付けてから、日本手話の方に繋げていくってお話をいただいたが、やはり「母語」というものがどうなっているのか、とても疑問に思う。

私も聾話学校を卒業しており、母語はまったくなかった。分からないまま大人になった。日本語から覚えさせられたので、結局中途半端になってしまっている。自分の意見、意思を表明することが、なかなかできなかった。日本語の理解が足りないところもあり、十分ではなかった。

しかし、卒業後、たくさんのろう者や先輩方と出会う中で、助詞がないことや、位置や空間を使って手話を表現できるということを初めて知った。

母語が自然に身に付けば、日本語も身に付くと思うが、日本語対応手話というのはなかなか身に付かない。母語として、しっかり手話を身に付けた後に読み書きができるようになったと思っている。

そのため、聾話学校の教育の考え方、正しいか正しくないかという問題ではなくて、聞こえない子どもにとって「母語」というのを獲得するということを主に考えていただきたい。

先生方は、音声言語で生活なさっている。聞こえない子どもたちは、音声言語の補足のために日本語対応手話を使っているような形である。そういう現状では、聞こえない子は話しても通じない。先生ももちろん通じない。手話ができていると思うが、私が話した手話は読み取れない。何のために手話があるのか、何のために手話を教えているのか。また、手話を教えているのか、手話で教えているのか、非常に曖昧な状態ではないかなと思う。そういう環境の中で

ろう児たちは育つわけであり、その後社会に出た時にとても障壁を感じる。しかし、日本手話を獲得していれば、そういう壁はないかと思う。

私は聴覚障害者センターにいるが、その壁にぶつかった子たちが相談に来る。ろう者は相談に来ない。相談に来る子たちは、手話をしっかり身に付ければ、ちゃんとコミュニケーションを取れるようになり、自分の意思をしっかりと伝えることができるようになる。大人や子どもは関係なく、同年代のコミュニケーションがすごく大事になってくるかと思う。学校では、大人と子どもという関係である。教師と子どもという関係がすごく強すぎるのではないか、そこを変えていく必要があるのではないかと思う。

ろうあ協会に協力をいただいて、ロールモデルとしてろう者に講師を派遣してもらい、きちんと自分のアイデンティティと結びつけるような、そういう施策も必要なんじゃないかとも思う。そういう施策や、聞こえない子どもたちに対する予算もまったく措置されていない。そのあたりをどう考えるのかということを検討していく必要があるのではないかと思う。

(事務局)

日本手話を教えるということについて、ご意見をいただいたかと思う。日本手話をろうあ協会に協力をしてもらって教えてもらうということか。

(委員)

手話で学べるための母語を獲得するということが必要になってくる。自分が音声言語なのか手話言語なのか、その獲得によって、意見が言えるという集団が必要なわけである。しかし、手話の文法はもちろんある。手話を正しく学ぶ、それも大事である。同年代で、しっかりとやり取りができる。それは「手話で学ぶ」、「手話を使う」という環境が必要だ、それがすごく大事だということである。「手話で」というところもすごく大事である。委員のお話を聞いて、自分の中で確信を持てた。

(事務局)

ありがとうございました。「手話で学ぶ」ことの重要性ということでご意見をいただいた。

手話で学ぶということに関連して、「人材確保の難しさ」という部分について、事前にいただいたご意見の中でも課題として挙げられている。この、「手話で学ぶ」ことを考えた場合、その人材も必要になってくるのかなと思われる。例えば、この人材確保という観点で、何かご意見等があれば頂戴したい。

(委員)

ろう児のろう学校での母語獲得はものすごく大変であり、様々な条件がうまく揃わないと、上手に母語獲得に導いていけないかと思う。まずは、日本手話

がろう児の母語であるならば、授業カリキュラムの中に「日本手話」という授業がなければいけない。聞こえる日本人の「国語」の授業が学校教育にあるのと同じ。

ろう児の母語が日本手話であれば、やはり「日本手話」という授業が週に何回か設定されなければいけない。できれば、母語を教えるのは、教える資格を持つ成人のろう者であって、その人材育成を行う必要があると思う。成人のろうの先生が、母語である日本手話を子どもたちに教える。そういったカリキュラムを整備していく必要がある。

しかし、先ほど委員がおっしゃったように、手話で学びたいという子どももいれば、人工内耳の子どもが増えているので、聞こえを重視したい、聞いて喋りたいという子どももいる。だから、クラスの中で、それぞれの子どものニーズに合った教育ができれば良いが、どこに焦点を置き、どういう風に手話を取り入れていくかということは難しい問題かと思う。

もう一つは、ろう児が、聞こえる人はこんな手話表現をするのかということを知る上で、聞こえる先生が日本語対応手話で教えることは、私はとても大事なことだと思っている。一方で、ろうの子どもたちは、日本手話を使う成人ろう者と多く交わらなければいけないと思う。たくさん交流する場を持つことで、普段、成人のろう者の人と話す時のその人が使う手話表現と、聞こえる先生が使う手話が違うということについて、ろう児が認識できるようにしたいところである。

一般社会では手話を学習する人がどんどん増えており、ろう学校を卒業して社会に出たら、聞こえる人と話す時の手話の表現タイプは、語順も含め、日本語に近いものになっていくと思う。

母語をしっかりと獲得することは大事だが、一方で、聞こえる先生が教えてくれる手話表現も、とても大事なもの。

非常に大きな課題ではあるが、まず、国語の授業として、日本手話という授業があるべきだし、それを教えるのはやはり、母語話者であるろうの先生が一番良いと思う。これについては、自治体の力でそういった人材を養成できる場を作っていっていただきたい。

自分たちのコミュニティに新しく入る若い子どもたちは社会の宝である。日本手話の母語話者として、誇りを持って、子どもたちに言葉の教育をしてほしい。人材育成という意味では、ろうの先生の人材育成に是非力を入れて進めていただければと思う。

（事務局）

日本手話を子どもたちに教えるために、ろうの先生をしっかりと養成していかなければいけないというお話だったかと思う。

他の項目でも構わないが、他にご意見などはあるか。

(委員)

1つだけ言えることは、たぶん手話に反対する方は誰もいらっやらないと思う。覚えたいという人はたくさんいることも間違いない。聞こえない子どもも、たぶん覚えたいという子どもたちはたくさんいると思う。聞こえる子どもたちの中でも手話を覚えたいという子どもたちは多く、当たり前なことだと思う。20年前と比べるとそのあたりは非常に変わってきていると思う。

昨年、デフリンピックが東京で開催された。デフリンピックのおかげで、国民的な関心も非常に高くなり、喜ばしいことである。しかし、日本の選手について色々な話があった。デフリンピックに参加するために聴力レベルが55デシベルである必要がある。日本の場合は障害者手帳が70デシベル以上でもらえる。70デシベル以下の人たち、55から70デシベルの間の人たちが非常にたくさん選手の中にはおられたが、手話ができない選手も多い。聞こえにくい、でも音声言語を話す選手というのがたくさんいた。しかし、デフリンピックであり、世界の国々から、例えばヨーロッパ、アメリカからは、55デシベル以上の選手が集まってくるが、そのほとんどが手話でコミュニケーションをされていた。日本の選手は非常にショックを受け、「手話ができない。恥ずかしい。」といった声も多く、それをきっかけに手話を覚える選手もたくさんいらっやった。

これまでは手話がなかなかできなかったが、閉会式の時には、手話でコミュニケーションをし、交流をするように変わっていったという状況があった。難聴、聞こえにくい子どもたちのことも、やはり色々と考えなければいけないと思う。新しい条例を作る場合には、福祉の法律や条例にこだわらず、55デシベルの人たちの対応も考えていくべきだという風に思う。

次に2つ目。現在の手話通訳者は、人数が不足している。今手話通訳者は2名に読み取ってもらっているが、専門の通訳者であるから読み取れるわけであり、そうやって初めて対等に会議ができるわけである。若年層の通訳者をどうするかということが、非常に大きな課題になっている。これからはやはり若年層の通訳者を育てていくということも考えなければいけないと思っている。

手話通訳者の数を増やすこと、手話を広めていくこと、この両方が私は必要だと思っている。

(事務局)

手話通訳者を増やす必要があること、若年層が少ないことについてご指摘をいただいた。また、いただいたアンケートの方においても、手話通訳者の高齢化というのを問題として挙げていただいているところもあった。一方で、先ほどそれぞれの委員からのご発言にもあったように、人材不足とは言いながらも、手話を学ぶ方、学びたい方は、増えているという現状もあると思う。その

あたりについて、人材確保という施策にこういった形で繋げていければよいのかということについて考えているところである。

また、選択肢の順番など、聞き方が影響している部分がないとは言えない部分はあるものの、ヒアリングの結果として、啓発が足りない、知られていないということについて、非常に多くのご意見をいただいた。

啓発や周知に関すること、それ以外の項目についても、ご意見を頂戴できればと思う。

(委員)

手話を学びたい人というのは増えている。しかし、手話通訳者の養成を修了し、手話通訳者の統一試験を受け、合格した人たちが、県知事から登録証をもらって手話通訳者として活動していくこととなるが、実際に合格した人数は、まだまだ少ない。また、登録通訳者が活動したくても、身分が低い、報酬も安い、パートで働いた方がまし、各市町の専任通訳者を募集したとしてもなかなか応募がないというような現状がある。なぜかと聞くと、やはりほとんどが会計年度任用職員で更新期間もあり、安定した身分ではないからという答えが返ってくる。

身分の保障、処遇の改善、それも含めて施策を考える必要があると思っている。そうしなければ、なかなか手話通訳者が増えないのではないか。手話ができれば良いで終わるのではなく、通訳者になった後の出口、そこに壁があるのではないか。働きたくても働く場所がない、働く場所があっても身分保障がない、いつまで働けるのか、退職金がもらえるのか、もらえないのか、自分の生活を守りたい、それらは当然のことである。そのため、通訳者の雇用も含めて考えていく必要があるのではないか。

手話を学ぶ、手話の普及だけではなく、手話通訳者に頑張ってもらうための、身分保障、身分をきちんとする、高めていくということも必要だと思う。そのことも含め、手話言語条例を独自に作って、見える形にして、みんなで一緒に進めていったら良いのではないかとと思っている。

(委員)

「周知」というところで、聾話学校の現状についてお伝えしたいと思う。

聴覚障害のある子どもたちという一括りで考えると、どうしても聾話学校に通う子どもたちをイメージするが、現在聾話学校に通う子どもたちは 39 名しかいない。そのうちの 9 名は、今年本格的に始まった幼児部での並行通園というもので、本校にも在籍しながら、市町の幼稚園、保育園にも通っている子どもたちである。そうした子どもたちを除く訳ではないが、毎日通う子どもたちの数で考えると 30 名である。

一方、県内の難聴学級が設置されている学校には、倍以上の 65 名の子どもたちがいる。また、難聴学級に所属せず、普通学級を選んで学習をしている子

どもたちもたくさんいる。つまり、様々な選択肢がある中、聾話学校に通ってくれている子は、あくまで一部であり、私たちが力を入れて手話の教育をしたいと思っても、県内の全域の子どもたちには及ばぬところもある。

また、先ほどお話しがあった授業の時間を設定することについては、特に県から国に働きかけていただきたいと思うところ。カリキュラムについて、限られた時間の中で大変苦勞はしているが、専門性を引き継ぐ努力をしているところである。ただし、ろうの教員の全員、手話ができるわけではない。その現実も知っていただきたいと思う。現在では、学生時代にそういう学びをしてこなかったろうの方は、音声言語で話をし、大学や社会に出てから手話を学び始めたというものがほとんどである。それぞれが色々な努力をしながら、手話というものに向き合っているが、国であったり、予算であったりなど、行き詰まっているところ。

また、聞こえる教員の育成についても、4月1日に転勤してきて、4月7日には聞こえない子どもたちと会う。手話がまったく分からない教員がその子たちの前に立つには、その7日間でどうしなければいけないということで、毎日手話研修をするが、その期間のみで学ぶということは、大変厳しいことであり、また努力だけでは補えない部分があることも事実。

しかし、努力はしていない訳ではなく、転勤について配慮してほしいということも長年訴えているところ。しかし、公立の学校として、教員の転勤は避けられず、専門性を引き継ぐという点において苦勞をしているところ。

私自身も転勤してきた、約15年前には、子どもたちの数は今の3倍程度であった。その時には、子どもたちからも学ぶこともできたが、今、これだけの人数しか子どもたちしかいない中、また、ご家庭で手話が浸透していない子どもたちも多い中、子どもたちから手話を学ぶということが難しいものになってきている現状もある。やはり育成という面では、努力だけではなかなか難しい部分があるというところがあることも周知させていただきたい、また県の方からお伝えいただきたいなという風に思っている。

(事務局)

聾話学校での取り組みに加え、県内には聾話学校以外にも、難聴学級に通われているお子さん、また普通学級で過ごしておられる聴覚障害のあるお子さん、聞こえにくいお子さんがいらっしゃる中で、今後こういった方に向け、どのような施策を行っていくのかということについて、検討をしていきたいと考えている。

(委員)

今日は、貴重な時間をいただけて感謝している。次のワーキンググループが12月に予定されているようであるが、7月から12月まで期間が空くわけであ

り、事務局としては、どのように進めていくのかについてお聞かせ願いたいと思っている。

事務局としては、施策推進協議会に持っていくのかと思う。このワーキンググループで何ができるのか、次の「宿題」があるのかなどあれば、言っていたら、こちらとしても準備ができると思うので、しておいてほしいということがあれば教えていただきたい。ろうあ協会と一緒に考えることもできるかと思う。また、聾話学校と現状を分析して、聞こえない子どもについて、それぞれの課題があると思う。それらについて、しっかりと私たちが知ることも大事かと思うので、そのあたりを教えていただけたらありがたいと思っている。

（事務局）

今後のスケジュールについてお伝えする。8月に施策推進協議会があるため、小委員会も含め、今日の検討状況について、施策推進協議会に報告を行う。障害者プランの見直しもあるため、施策推進協議会では、プランの骨子案および条例見直し検討状況の報告を議題として予定している。それらの情報について、本ワーキンググループにも共有をさせていただく予定。

期間は少し空くが、12月の手話施策推進ワーキンググループの2回目においては、本日いただいたご意見をベースとして、更に具体的なご議論をいただきたいと思っている。

その後、手話施策推進ワーキンググループで出されたご意見について、その後開催される、手話等による意思疎通等促進条例見直し検討小委員会に諮らせていただくという予定をしている。

本日の長時間にわたる議論に感謝する。

（３） 閉会